

平成30年労第427号
併合
平成30年労第428号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB大学（以下「本件大学」という。）に雇用され、大学教員として講義等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅浴槽内で自死しているところを発見された。死体検案書には、「直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：その他及び不詳の外因」と記載されている。請求人によると、勤務していた本件大学における上司や同僚との人間関係のトラブル、教務専門委員の業務負担、長時間勤務などの業務上の心理的負荷によって、うつ病を発病し、自死に至ったものであるとしている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し各々審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこれらの決定を不服として各々再審査請求をした（平成30年労第427号、平成30年労第428号）。

当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審査を行う必要があると

認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条の規定に基づき、第14条の2の規定を準用し、これらを併合したものである。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会的事实認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 被災者は、平成〇年〇月〇日にC病院を受診し、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）と診断されている。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、厚生労働省労働基準局長が、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を示しており、当審査会としてもこれを妥当なものと判断する。

(3) 請求人の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「専門部会意見書」という。）において、D診療所E医師の紹介状、F医師の意見書、G医師の意見書、Hクリニックの診療録及びHクリニックの診療報酬明細書を踏まえ、要旨、「被災者は、就労は出来ていたが、抑うつ状態に陥りやすい不安定な精神状態が継続していたものと推察されることから、寛解状態であったとは考えがたい。被災者は、自殺直前に統合失調症に付随して出現した抑うつ状態によって自殺に対する準備性が高まり、併せて同疾患の特

性とも言える人間関係における孤独感が高まったことによって衝動的に自殺に至ったと考える。」と述べている。当審査会としても、被災者の症状とその経過等に照らし、専門部会の見解は妥当であり、被災者は平成〇年〇月〇日頃に本件疾病を発病した後、平成〇年〇月〇日の死亡時まで寛解することなく推移したものであると判断する。

(4) また、診療録等一件記録をみても、被災者が自殺前にうつ病等の新たな精神障害を発病したと理解し得る言動は確認できないことから、決定書に説示するとおり、被災者が新たな精神障害を発病したとの請求人の主張は、採用することができない。

(5) 次に、被災者の本件疾病が悪化したか否かについて検討すると、被災者の平成〇年〇月頃の症状について、専門部会意見書には、療養経過を踏まえ、要旨、「医学的に見て、既存の統合失調症が自然経過を超えて著しく悪化した状況は確認できない」と記載されており、当審査会としても、新たな疾病の発現を想起させる症状は確認し得ないものであり、専門部会の意見は妥当であると思料し、本件疾病が悪化したとは認められないものと判断する。

(6) もっとも、請求人は被災者が業務上の事由により、新たに「うつ病」を発病したものであると強く主張することから、念のため、被災者の業務上の負荷について検討するも、被災者の心身の負荷は、Iでの研究が始まる時期から大きくなったことがうかがわれるところ、同研究が、本件大学における業務でないことは明らかであり、また、同時期において、被災者が本件大学における職務そのものの困難さを吐露する記述等は見当たらないことから、本件大学における職務による心理的負荷が被災者を追い詰めたとは考えられない。

そうすると、上記のとおり、本件疾病に付随して出現した抑うつ状態によって被災者は自殺に対する準備性が高まり、衝動的に自殺に至ったものとみるのが相当であり、被災者の自殺は業務上の事由によるものと判断することはできない。

(7) このほか、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。